# 平成 24 年度(2012 年度) 第 1 回箕面市都市計画審議会 議事録

- ●日 時 平成 24 年 10 月 17 日(水曜日) 午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 00 分閉会
- ●場 所 箕面市議会委員会室

# ●出席した委員

会	長	増田	昇	氏	委	員	中嶋	三四郎	氏
委	員	段中	弘	氏	委	員	永田	義和	氏
委	員	弘本	由香里	氏	委	員	森章	章	氏
委	員	印藤	文雄	氏	委	員	泊言	羊紀	氏
委	員	岡沢	聡	氏	委	員	永石	辰也	氏
委	員	神田	隆生	氏	委	員	米田	順子	氏
委	昌	中井	博幸	氏					

委員13名 出席

# ●審議した案件とその結果

案件1 会長の選出及び会長職務代理者の指名

増田昇委員が会長に選出された。 会長が木多委員を会長職務代理者に指名した。

案件2 箕面市景観計画の変更について【諮問】

全員賛成につき、原案どおり答申

# ●事務局(安永)

本日は、委員の皆さま方におかれましては、公私何かとお忙しい中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

それでは、はじめに本日の日程についてご説明申し上げます。

委員の皆さまが本年10月で新たに 任命されて最初の審議会のため、会議開 催に先だちまして、会長が決定されるま での間の議事進行をしていただく仮議 長の選出を行っていただきたいと思い ますので、よろしくお願いいたします。

選出いただくにあたり、まず「委員紹介」をさせていただきます。

任期満了に伴い委員の皆さま大幅に 入れ替わりがありましたので、事務局か ら委員の皆さまのご紹介をいたしたい と存じます。

それでは「都市計画審議会委員名簿」 をご覧いただけますでしょうか。名簿の 順にお名前をご紹介いたしますので、委 員の皆さまにおかれましては恐縮でご ざいますが、ご起立いただきますようお 願い申し上げます。

学識経験者段中委員でございます。 学識経験者弘本委員でございます。 学識経験者増田委員でございます。 市議会議員印藤委員でございます。 市議会議員神田委員でございます。 市議会議員中井委員でございます。 市議会議員中嶋委員でございます。 市議会議員中嶋委員でございます。 市議会議員の職員でございます。 市議会議員の職員を受います。

市民委員泊委員でございます。 市民委員永石委員でございます。 市民委員米田委員でございます。 これにて、委員紹介を終わります。 委員の皆さま、ありがとうございまし

ます。

た。

それでは、会長及び会長職務代理者が 選出されるまでの間、会議の進行をして いただく仮議長の選出を行っていただ きたいと思いますが、いかがいたしまし ょうか。

### (「事務局一任」の声)

それでは、会長は学識経験者の中から 選ぶことになっておりますので、学識経 験者以外の委員の中から事務局からご 指名をさせていただきたいと思います が、ご異議ございませんか。

### (異議無しの声)

それでは、関係行政機関の職員として 農業委員会から選出いただいた森委員 さんにお願いいたします。

森委員さんには、会長が選出されるまでの間、会議の進行をよろしくお願いいたします。

### ●森委員

わかりました。皆さま、よろしくお願いいたします。

### ●事務局(安永)

それでは、これをもちまして、仮議長 の選出を終了いたします。

会長及び会長職務代理者が選出されるまでの間、議事の進行については、ただいまご承認いただきました森委員さんにお願いをいたします。

それでは、平成24年度第1回箕面市 都市計画審議会を始めさせていただき ます。

まず始めにマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますのでよろし

くお願いします。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次の方が発言される場合には、次に発言される方がご自分の前の青いボタンを押していただいた方の電源が自動的に切れるようになっております。なお、会議を進行していたきます議長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは森委員、お願いいたします。

# ●森委員

それでは、これより平成24年度第1 回箕面市都市計画審議会を進めて参り ます。僭越ではございますが、議事を進 めさせていただきます。議事運営に当た りまして、皆さま方のご協力をよろしく お願いいたします。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

# ●事務局

まず、定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員18名中13 名でございまして、過半数に達しており ますことから、箕面市都市計画審議会設 置条例第6条第2項の規定により、会議 は成立いたすものでございます。

なお、池田委員、松村委員、小枝委員 より欠席する旨のご連絡がありました ことを併せてご報告申し上げます。 以上でございます。

# ●森委員

次に伊藤副市長さんより挨拶の申し 出がありますので、お受けしたいと思い ます。よろしくお願いします。

# ●伊藤副市長

皆さん、おはようございます。本来で

あれば、市長の倉田が参りまして、皆さま方にご挨拶を申し上げるべきところでございますが、あいにく、他の公務が重なっておりますので、私のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆さまにおかれましては、公私何かとご多忙の中、箕面市都市計画審議会にご出席を賜りまことにありがとうございます。平素は、本市都市計画行政をはじめ、市政諸般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

このたび、新たな委員構成により、箕面市都市計画審議会がスタートいたしました。ご就任いただきました委員の皆さまに、改めてお礼を申し上げます。学識経験者・市議会・市民及び関係行政機関からの選出により、就任いただきました18名の委員の皆さまにおかれましては、それぞれの立場から、より慎重で活発なご審議を重ねていただき、本市都市計画行政の推進にご協力をいただきたいと存じます。

さて、本日の審議会では、まず最初の 案件といたしまて、会長の選出及び会長 職務代理者の指名についてのお願いを することになります。その後、諮問案件 でありますご審議のお願いをいたして おります。諮問案件の止々呂美景観保全 策についてでございますが、本市を代表 する良好な里山田園景観を有する止々 呂美地域について、現在箕面森町のまち づくりが進展していること、また、新た に新名神高速道路の整備が進んでいる こと等から、今後周辺環境の急激な変化 が予想されます。こうした中で、引き続 き止々呂美の景観保全をしていくため、 新たに、景観法の重点地区に指定するべ く、景観計画の変更素案を作成し、昨年 12 月に本審議会でご報告し、ご意見を

いただきました。その後、パブリックコメントを実施のうえ、景観計画変更案として整理し、今回、景観計画変更に向けて、審議会のご意見を伺うべく諮問するものでございます。

委員の皆さまにおかれましては、どうかそれぞれのお立場から慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げるしだいでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### ●森委員

ありがとうございました。

副市長さんにおかれましては公務ご 多忙のため、ここで退席されると伺って おります。

### ●伊藤副市長

ここで失礼いたしますが、よろしくお願いいたします。

# ●森委員

それでは、続きまして案件1「会長の 選出及び会長職務代理者の指名」を議題 といたします。

事務局より説明をお願いします。

#### ●事務局

議案書の1ページをご覧ください。審議会会長は、都市計画法第77条の2及び都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条の規定により、学識経験者から委員の選挙によって定めることとなっております。よって、議案書の表に挙げております8名の学識経験者の方々の中から会長をお選びいただくこととなります。

なお、会長職務代理者の指名について でございますが、これは会長が指名する ことになっておりますので、会長選出 後、あらためてご説明いたします。 それでは、会長選出の手続きを、よろ しくお願いいたします。

### ●森委員

ただ今事務局から説明がありました 会長選出でございますが、規定によりま すと、学識経験者から委員の選挙によっ て定めることとなっております。「選 挙」の方法ですが、本日の出席委員全員 による「互選」により決定していただき たいと思いますが、いかがでしょうか。

# (異議無しの声)

それでは、互選とさせていただきます が、委員の皆さま、学識経験者の委員の 中から、どなたか自薦、他薦などご発言 ございませんでしょうか。

# ●中井委員

増田委員を推薦したいと思います。

前任期間中も、会長として、専門分野にとどまらない広い見識の上ににたって各委員の活発な意見をうまく交通整理していただき、審議会として建設的なまとめができたと感じています。特に不都合がなければ、引き続きお願いしてはどうかと思います。

#### ●森委員

ありがとうございます。ただいま中井 委員より、増田委員の推薦がございまし た。その他、ご推薦はございませんでし ようか。

他にないようでございますので、ご推 薦を受けられました増田委員を箕面市 都市計画審議会会長に選出いたしたい と存じます。増田委員、よろしくお願い をいたします。どうでしょうか。

### ●増田委員

私でもしも不都合がなければお受け したいと思います。

### ●森委員

ありがとうございます。ご快諾をいただき、まことにありがとうございます。よって、増田委員が会長に選出をされました。皆さまご協力ありがとうございました。任期であります平成26年9月30日まで、本市都市計画審議会会長として会議の招集、議事の進行を司っていただくこととなります。増田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで議事進行を、ただ今 決まりました増田会長にお願いしたい と存じます。ありがとうございました。

# ●増田会長

皆さん、おはようございます。先ほど、 皆さま方のご選挙によりまして、昨期に 引き続き、今期の会長をおおせつかりま した。一言ご挨拶を申し上げたいと思い ます。

それでは、座って進行を進めさせてい ただきたいと思います。

それでは、ここで引き続いて会長職務 代理者の指名というのがございます。事 務局のほうより説明をお願いしたいと 思います。

### ●事務局

議案書の1-1ページの本文4行目をごらんください。会長職務代理者は、 箕面市都市計画審議会設置条例第5条 第3項の規定により、学識経験者のうち から会長が指名してこれを定めること となっておりますので、会長におかれま しては職務代理者の指名手続きをよろ しくお願いいたします。

### ●増田会長

はい。それでは、ただいま説明がございましたように職務代理者は、会長が指名するということになっております。私のほうから指名したいと思いますが、ご専門の立場から言いますと、今日、まりれどもですけれどもですが少したいと思います。日本を担いたいと思います。日本のとしたも何かの都合で来られないとしたら何かの都合で来られないとしたら何かの都合で来られないとしたら何かの都合で来られないとしたら何かの都合で来られないとしたらがの者を取っていただくとを前提で木多委員にお願いしょうか。

ありがとうございます。それでは、職務代理者に関しましては、木多先生にお願いするということで、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、本日の案件ですけれども、 もう1件、案件の2番目がございます。 これは諮問案件ですけれども箕面市景 観計画の変更について、審議を行いたい と思います。ひとつの案件ですので、1 1時30分ごろを目途に議論を進めて まいりたいと思いますので、ご協力のほ どよろしくお願いしたいと思います。

それでは、案件2の箕面市景観計画の 変更について、市から説明をお願いした いと思います。

# 案件1 箕面市景観計画の変更について(止々呂美景観保全策) 【諮問】

# ●市(まちづくり政策課 髙木) <案件説明>

# ●増田会長

はい、どうもありがとうございました。何回か議論を重ねてまいりましたけれども、本日、ただいまご説明ありましたように諮問をいただいたということでございます。何か、ご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。

はい。神田委員お願いいたします。

### ●神田委員

既存不適格になる物件に対しての扱いを今後どういう風にされるのかというのをお聞きしておきたいと思います。

# ●増田会長

はい。いかがでしょうか。どうぞ事務 局。

### ●森口参事

みどりまちづくり部まちづくり政策 課森口からご答弁申し上げます。よろし くお願い申し上げます。

# ●増田会長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。特にござい ませんでしょうか。いかがでしょうか。 はい。永石委員どうぞ。

### ●永石委員

地元の地域との説明会等のお話し合いというのがあったんですけど、地元の方というのは、もともとずっと住まわれてる方と移住されてきた方がおもくそれでもいるが、おそらくないですが、そこらへんはどうれまた違った意見になるんじゃなどう方々、まんべんなくそういう方々の集まりの中で説明をされている、特に農業を営んでいる方とか、そういう感じなのでしょうか。

### ●増田会長

はい。いかがでしょうか。はい。どう ぞ。

### ●森口参事

今回、ルールを制定するエリアは、旧 の集落地区とその周りの山林というこ とになります。今開発が進んでいる箕面 森町につきましては、規制のルールが及 ばないということになってございます。 これまで地元に対してご説明してきま したのは、止々呂美地域のまちづくり協 議会という組織がございまして、今申し 上げた集落地区にお住まいの方々が組 織されている協議会でございます。この 協議会は、箕面森町ができる以前からず っと地元のまちづくりについて話し合 われてきた組織でございまして、ここに 対して、4回ほどご説明にお伺いをして ご理解を得てきているというところで ございます。この中で出てきた意見とし

ましては、過度な私権の制限になるのは ちょっと困るというようなご意見もあ りましたけれども、一方で、やっぱり田 園景観を守り続けるためには一定のル ールが必要であろうというようなご意 見もいただけることができましたので、 地元の方には、そういった意味ではご理 解を十分いただけているという風に考 えているところでございます。

# ●増田会長

ほか、いかがでしょうか。はい。米田 委員どうぞ。

# ●米田委員

パブリックコメントの中にもあった 安全面というところなんですけれども、 今現在お住まいになっておられる集落 の方々は、今のつくりで特に問題がなか ったかもしれないんですけれども、交流 人口が増えるということで具体案とし て、生垣とかそういったもので建物だと か駐車場とかが見えにくくするという ことが書かれていたんですけれども、交 流人口が増えることによってそういう 中の見えにくくなるようなつくりの住 宅というのが、安全が守られていくのか ということをちょっと思ったんで、安全 面を考慮していますということで、具体 的に本当にそういった面での防犯とか が大丈夫なのかということが、今後人口 が増えていくことによってそれが守ら れていくのかなというとこが、ちょっと 疑問に思いました。

# ●増田会長

はい。いかがでしょうか。

# ●森口参事

新たなお宅を作られる場合には、生垣を配していただくとか、景観上周りと調和するような形で建てていただくというのがルールの基本となっております。ただ、一方で、安全が保たれないようで

は何のことかわけがわからないわけですので、安全が保たれた上で、なおかつ周辺と調和するような景観がどんなものなのか、これは一軒一軒ご相談をしないら定まっていくものだと思いよこうで、今ここで一概に、ここませんとからで、さも、ここまではできませんとかいのだとも、ここまではできないのでけども、ここまではできないのではども、一軒一軒の届出をいただうさけれども、一軒一軒の届出をいただくと。その上で、安全も十分守られて、景観も守られる方法を考えて行きたいという風に考えてございます。

### ●増田会長

よろしいでしょうか。ほか何かございますでしょうか。はい、神田委員どうぞ。

# ●神田委員

その点で、この地域は市街化調整区域になっていますので、そう、土地がよく動いていくということにはならないと思うのですが、ただ、気になるのは、沿道のサービス施設を新設ということは大いにありうることなので、その辺、この条例ができるそれ以降、どういうことが考えられてるのか、主にどういうところにこの規制があたっていくのか、その辺はどういう風に想定されているのか。

### ●増田会長

はい。いかがでしょうか。

### ●森口参事

このルールが制定されると、何か建物が特定の用途の建物が建てられなくなるとかいうようなルールではございません。景観のルールですので、何か建物が建つときに、その見え方にご配慮くださいというようなルールになっています。このルールができましても、ご指摘がありましたように、市街化調整区域ですので、基本的には建物が建つものは制限されています。それはそのまま継続さ

れるということになりますので、沿道の サービス施設もごく一部限られた場合 のみ認められるということは今後も変 わりません。そういったものが建つ場合 には、沿道にふさわしいような景観のし つらえをルールの上で求めていくとい う風になると考えます。

# ●増田会長

はい。よろしいでしょうか。はい。い かがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろな意味で、これからは、おの地区が持っている地域らしさといいますか、地域の固有性とか、そういをしたを大事にしながら、まちづくりをしている必要がある。で、地域の中でご議論され、ある一定の理解を得られていおるとでございますので、おうことでございますので、おうことでございますし、いかがでもみいただいておりますし、いかがでしょうか。特にご質問、ご意見等ございませんでしたら、審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そしたら、諮問案件でございますけれ ども原案どおり妥当ということでご意 見ございませんでしょうか。いかがでし ようか。

# (異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということでございますので、諮問原案を妥当とする内容を答申したいと思っております。ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。この際、何か委員の皆さん方に何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

少し、大幅に担当の方も、委員の方も 変わったということで、これから2年間 かけていろんな意味で活発な議論が進んでいくんだろうと思いますけれども、 よろしくお願いしたいと思います。

それでは、委員の方から特にないということでございますので、事務局の方何かございますでしょうか、その他。

# ●事務局

事務局より1点説明いたします。

# 「次回審議会の日程について」

11月27日火曜日午後2時から、この同じ場所、委員会室で開催する予定です。案内文は追ってお送りしますので、ご出席をお願いします。

### ●増田会長

はい。ありがとうございます。次回には、あまり間がございませんですけれども、11月27日の火曜日の午後2時からということでございますので、出席のほどよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

これをもちまして、すべての日程は終えたと思います。ご多忙のところ、慎重にご審議をいただきましてありがとうございました。これから2年間、よろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。